

1 計画策定の趣旨

● 背景

経済のグローバル化や高度情報通信社会の進展により、インターネットに関する消費者トラブルの増加や高齢化が進み高齢者を狙った特殊詐欺や悪質商法による消費者被害が深刻化し、さらに民法改正による成年年齢引下げに伴う若年者トラブルの発生が危惧されます。

また、2015年9月に国連サミットで採択された持続可能な開発目標SDGsの開発目標の一つである「つくる責任つかう責任」では消費者の生活行動の改善なども目標として示されています。

● 趣旨

消費者が安心して、安全で豊かな消費生活が営める社会の実現のため、自らの消費行動を通じて深刻化する環境問題や社会問題に貢献するとともに、必要な情報を得て、自主的かつ合理的に行動できるよう、幼児期から高齢期までの生涯にわたり、それぞれの時期に応じ、学校、地域、職域その他の様々な場において、消費者教育を統合的かつ一体的に推進します。



● 基本理念

消費者と事業者が築く、安心・安全で持続可能な消費者市民社会（※）

「めがねのまちさばえ」を目指して

賢い消費者となって消費者被害を未然に防ぐとともに、消費者の行動が及ぼす影響力を理解することを通じて、消費者・事業者双方が、自ら学び、考え、行動する持続可能な地域をつくる「めがねのまちさばえ」らしい活力ある消費者市民社会の実現を目標とします。

● 計画期間

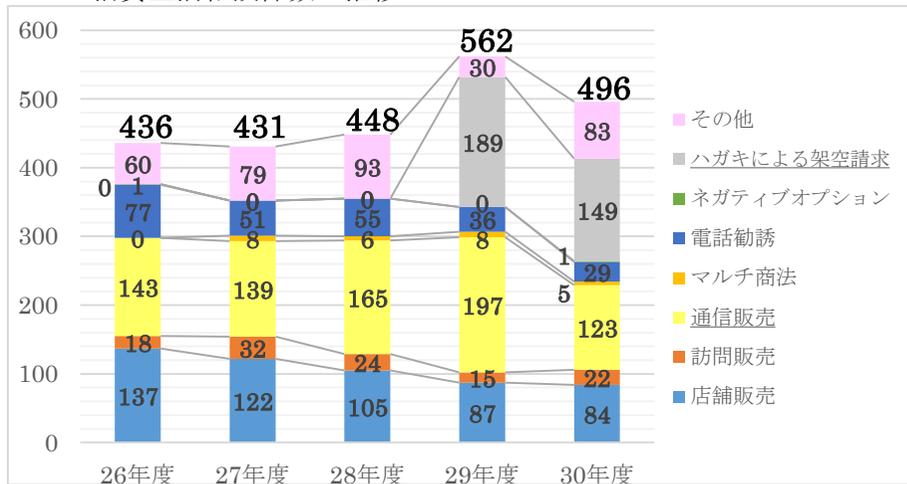
令和2年度を初年度とし令和6年度までの5年間（必要に応じて見直し）

● 計画の位置付け

本計画は、消費者教育の推進に関する法律 第10条第2項に基づき策定する「市町村消費者教育推進計画」として位置付けます。

2 消費者を取り巻く現状と課題

● 鯖江市における消費生活相談の状況
・消費生活相談件数の推移



● 多く寄せられる相談

携帯電話・パソコン等のインターネットから得られる情報での通信販売に関わる相談件数が多く、平成29年度からはハガキによる架空請求に関する相談が非常に多くなっています。

● 消費者教育の現状と課題

消費者教育の現状を把握するためのアンケート（市民、事業所、小・中・高等学校等教職員、高校生を対象）を実施した結果、有効な情報提供の在り方が重要課題として挙げられました。また学校教職員アンケートでは、憂慮されることとして「スマートフォン、インターネットに関する消費者トラブル」「金銭管理」が挙げられ、憂慮を取り除く対策を講じることが必要と考えます。

また、キャッシュレス社会が浸透する中、被害にあわない対応策や地域経済を今後どう支えていくのかという課題があります。

魅力ある持続可能な地域づくりには、消費者、事業者ともに学び協働して、産業力のある鯖江の特徴を活かし、地域一体となった消費生活が望まれます。

3 消費者教育の基本的な方向性（5つの重点項目）

1 地域・社会・環境を配慮する消費者意識の醸成

① 消費者の意識醸成の推進	消費者市民社会（消費者が主役となり選択・行動できる社会）の概念の普及を推進
	地域・社会・環境に配慮した消費の概念の普及を推進 食品ロスの削減の推進
② 事業者の意識醸成の推進	地域・社会・環境全体の利益を考慮した活動の重要性の理解を促進
	食品ロスの削減の推進

2 幼児期から高齢期までの切れ目ない消費者教育の提供

① ライフステージに応じた消費者教育の推進	学校、地域、家庭、職場等での消費者教育
② 消費者教育の担い手となる人材の育成	消費生活相談員、消費者団体の育成
	学校教職員等への動機づけおよび実施への支援
③ 社会情勢や消費形態の変化に対応した消費者教育の実施	2022年4月成年年齢18歳へ引き下げに伴う消費者トラブル防止
	インターネットトラブル防止
	キャッシュレス決済等多様な決済方法、新しい消費形態に対処可能

3 世代間・地域間交流の中での消費者教育の充実

① 世代間・地域間交流の場における「消費者市民社会」の推進	消費者教育に関する情報提供や消費者教育の場として世代間交流の場を設け「消費者市民社会」を推進
② 消費者・事業者・農業者双方向の情報交換による、地域や社会全体の利益を考慮した活動の推進	消費者、社会の要望を踏まえた商品やサービスの改善・開発のため、双方向の情報交換の場を設置

4 高齢者の消費者トラブルの撲滅

① 高齢者の消費者被害の未然防止	サロン等での出前講座で被害防止啓発、高齢者自身の学びへの意識啓発
② 地域における高齢者の見守りの支援強化	地域包括支援センター、ご近所福祉ネットワークや関係団体、警察、金融機関、事業者等を活用した地域見守りネットワーク活動支援

5 持続可能な消費者市民社会「めがねのまちさばえ」の推進

① 「めがねのまちさばえ」として眼鏡・繊維・漆器・ブランド野菜等地域を意識した消費行動の推進	SDGsの目標達成に向けて取り組み、「つくる責任つかう責任」を軸に、エシカル消費として地産地消を推進
	地場産業（眼鏡・繊維・漆器等）製品や農作物等を消費する等、地域を意識した消費行動の啓発

4 計画の成果指標

対応する重点項目

1・3	商品・サービスを選択する際に、地域・社会・環境のことを意識する消費者の割合	現状 51% ⇒ 70%
1・3	事業所で地域・社会・環境のことを意識する事業者の割合 (事業所アンケート結果における「地域、社会、環境に配慮した商品の製造・販売に取り組んでいる事業所の割合」による)	現状 42% ⇒ 70%
2	学校、地域、職場で消費生活に関する教育や消費者教育を受けた割合	現状 21% ⇒ 50%
4	高齢者の特殊詐欺被害ゼロを目指し被害防止啓発講座を充実させる	現状 26回 ⇒ 40回
5	眼鏡・繊維・漆器・ブランド野菜等地域を意識した消費行動啓発講座の開催	現状 未開催 ⇒ 10回

5 重点項目達成に向けた施策体系図

安全で持続可能な消費者市民社会「めがねのまちさばえ」を目指して

1 地域・社会・環境を配慮する消費者意識の醸成

① 消費者の意識醸成の推進

ア 消費者市民社会の概念の普及を推進

- ・消費者が主役となり選択・行動できる社会や身近な消費者トラブルに関する出前講座やセミナーを開催。
- ・消費者市民社会の概念の普及や時世にあった消費者トラブルについてチラシ、パンフレット等を作成し催事会場で推進を図る。

イ 地域・社会・環境に配慮した消費の概念を推進

- ・地産地消や被災地・福祉作業所等の生産物等を購入し地域を応援するための啓発講座を開催する。
- ・フェアトレード商品、寄付付商品、環境に配慮したマークのついた商品を選択する事やプラスチック問題等エシカル消費を普及啓発するセミナーを開催。
- ・今すぐ始められるエシカル消費についてリーフレットを作成し催事会場等で推進を図る。

ウ 食品ロスの削減の推進

- ・食品ロスの状況とその影響や削減の必要性について理解を深め、日々の生活の中で食品ロスを減らすため自らが出来ることについて普及啓発する。

② 事業者の意識醸成の推進

ア 地域・社会・環境全体の利益を考慮した活動の重要性の理解を促進

- ・SDGsの達成にむけた取り組みが社会全体に求められる中で、事業活動が社会へ与える影響についても責任をもち、消費者、さらに社会全体からの要求に対して、適切な意思決定をする重要性の理解と消費者とのコミュニケーションを促進する。

イ 食品ロスの削減の推進

- ・食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深め、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減の推進を図る。

2 幼児期から高齢期までの切れ目ない消費者教育の提供

① ライフステージに応じた消費者教育の推進

学校、家庭、地域、職場等での消費者教育

幼児期

- ・ブランド野菜等の地域の身近な商品・サービスに親しみ、大事にする気持ちを育み、買い物への興味や関心、約束やルールを大切にするなど消費者としての基礎をつちかいます。幼稚園や保育所（園）等に加え保護者に対しては出産前から、また事業者や周囲の大人に対しては様々な機会を通して、商品事故や身の回りの危険に関する普及啓発を推進。

小・中学生期

- ・身近な商品・サービスを運ぶ際の視点や工夫、契約の仕組み、消費者被害の背景と対応、消費者の権利と責任や環境への配慮など、消費生活センターに寄せられる身近な相談情報も活用しながら、発達段階に応じた教材の提供と出前講座等の実施を通して支援。

高校生期

- ・自立した消費者として暮らすための意思決定、生涯を見通した生活の設計管理・計画や「消費者市民社会」参画への重要性、契約をめぐる問題等、責任をもって行動できるよう情報提供、出前講座等の実施を通じた支援。

成人期

<家庭・地域>

- ・保護者およびPTA活動等の多様な場を活用し、保護者向けの金銭に関する教育、インターネットの適正利用をテーマとした出前講座の実施を推進。
- ・広報紙・HP等を利用した情報発信、セミナーの開催等、啓発発動や消費者教育の推進。
- ・学生サークル等と子どもたちを連携させる等、新たな消費者教育事業の展開に努める。

<職場>

- ・事業所が行う社員研修等への出前講座や教材の貸出し、啓発チラシ等の配布を推進。
- ・新人向けに社会人としての基礎知識や定年後の生活設計・消費者トラブル事例の情報提供を推進。

高齢期

- ・高齢者が被害に遭いやす消費者トラブルについて予防法や対処法等の出前講座を実施する。

② 消費者教育の担い手となる人材の育成

ア 消費生活相談員の育成

- ・消費者教育教材の開発や啓発講座の講師等、消費者教育の担い手としての役割を実施できるよう研修を充実する。

イ 消費者団体の育成

- ・時世にあった消費者トラブルについて消費生活相談員による研修を実施する。
- ・市民と消費者団体との交流の場を設け、消費者団体への参加を促す。

ウ 学校教職員への動機付けおよび実施への支援

- ・学習指導要領における消費者教育に関する教育内容を反映した授業をする上で消費生活センターとの連携を図り、消費者教育に対する教職員への理解を促進し、資料・教材の活用に対し積極的に支援する。

③ 社会情勢や消費形態の変化に対応した消費者教育の実施

- ア 2022年4月成年年齢18歳へ引下げに伴う消費者トラブル防止
 - ・中・高校生や保護者に消費者トラブルや契約に関して、事例に基づく実践的な出前講座の実施やリーフレット等を利用した消費者教育を実施する。
- イ インターネットトラブル防止
 - ・時世にあったインターネットトラブルに関する出前講座を実施する。
- ウ キャッシュレス決済等多様な決済方法、新しい消費形態に対応可能
 - ・キャッシュレス決済や新しい決済方法等、消費形態の変動に合わせた正しい知識を得るためのセミナーを開催する。
 - ・消費形態の変動に伴う消費者トラブルについて催事会場等で注意を喚起する。

3 世代間・地域間交流の中での消費者教育の充実

① 世代間・地域間交流の場における「消費者市民社会」の推進

- 消費者教育に関する情報提供や消費者教育の場として世代間交流の場や地域間交流の場を設け「消費者市民社会」を推進
- ・若年者と高齢者等、様々な年代や多様な特性のある方々の世代間交流や地域間交流の場を設け消費者教育に関する情報・啓発資料の提供の充実と情報交換による「消費者市民社会」の推進を図る。
 - ・くらしのセミナーを活用した、事業者・農業者の活動内容の紹介等による意識啓発を図る。

② 消費者・事業者・農業者双方向の情報交換による地域や社会全体の利益を考慮した活動の推進

- 消費者、社会の要望を踏まえた商品やサービスの改善・開発のため双方向の情報交換の場を設置
- ・消費者に分かりやすい商品等の表示・説明や、地域や社会全体の利益の向上につながる商品等のヒントを得る機会として消費者・事業者・農業者の交流の場を設ける。
 - ・事業者主体の消費者教育に関するイベント・セミナー等の開催や周知に関する連携を図る。

4 高齢者の消費者トラブルの撲滅

① 高齢者の消費者被害の未然防止

サロン等での出前講座やセミナーで被害防止啓発、高齢者自身の学びへの意識啓発

- ・高齢者が被害に遭いやすい消費者トラブルの被害防止に関する出前講座を実施する。
- ・スマートフォンの操作やインターネットの仕組み等を踏まえた実践的なインターネットトラブル防止に関するセミナーを実施する。
- ・自らが自主的な被害防止の担い手となるための高齢者の学習活動を支援します。

② 地域における高齢者の見守りの支援強化

地域包括支援センター、ご近所福祉ネットワークや関係団体、警察、金融機関、事業者等を活用した地域見守りネットワーク活動を支援。

- ・地域包括支援センター、ご近所福祉ネットワークや関係団体、警察、金融機関、事業所との連携を強化し消費者安全確保地域協議会を設置する等、情報共有と見守りにより、消費者被害の未然防止を図る。
- ・金融機関、事業者等高齢者への注意喚起に協力する店舗等を拡大する。
- ・可能な方には高齢者自身に見守り活動等に参加し被害防止の担い手となっただけのよう活動のあり方を工夫しつつ支援する。

5 持続可能な消費者市民社会「めがねのまちさばえ」の推進

① 眼鏡・繊維・漆器・ブランド野菜等地域を意識した消費行動の推進

ア SDGsの目標達成に向けて取り組み、目標12「つくる責任つかう責任」を軸に、エシカル消費として地産地消を推進

- ・小・中学校での伝統産業体験、地場野菜の苗植え体験や収穫体験等において、生産・流通・消費・廃棄が社会全体に与える影響を**考える場**を設ける。
- ・生産・流通・消費・廃棄が鯖江市の社会全体に与える影響を**考え行動**するため、消費者・事業者ともに学び鯖江型エシカル消費を**考える場**を設ける。

イ 鯖江型エシカル消費推進のため、地場産業（眼鏡・繊維・漆器等）製品や農作物等を消費する等、地域を意識した消費行動の啓発

- ・自分たちの地域経済を支えていくには、地場産業製品や地場野菜を消費し広めていくことの重要性の理解を促進する。
- ・魅力ある持続可能な鯖江市を築くため、消費者と地場産業事業者の交流の場を設け、協働しながら消費行動をする意識を啓発する。

※ 消費者市民社会とは

消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。（消費者教育の推進に関する法律第2条第2項）

6 本計画の重点項目とSDGsの関係

鯖江市では、2015年9月国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発目標SDGs」の理念に賛同し、市の最上位計画である「第2期鯖江市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても目標5「ジェンダー平等を実現しよう」を軸として、SDGsの目標達成に向けて取り組んでいくこととしています。

消費者教育推進計画を推進するにあたり、SDGsを意識して取り組み、消費者・事業者双方が、自ら学び、考え、行動して、経済、社会、環境の3側面に好循環と相乗効果を生み出すことにより、安心・安全で持続可能な消費者市民社会「めがねのまちさばえ」を目指します。

エスディーゼーズ

SDGs (Sustainable Development Goals) とは？

持続可能な開発目標

地球に住むすべての人が暮らしやすい社会を将来に引き継いでいくため、2015年9月に国連総会で採決された世界共通の目標。2030年までに経済・社会・環境など様々な課題に取り組もうと定められました。世界中の“誰一人取り残さない”を理念としています。

世界を変えるためのSDGs 17の目標

<p>1 貧困をなくそう</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 貧困の原因について学ぼう ● 貧困の解決のために活動している団体や人のことを調べてみよう 	<p>2 飢餓をゼロに</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地元の農家や市場を支援しよう ● 食料を捨てないようにしよう 	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 健康診断を受けよう ● 予防接種をきちんと受けよう 	<p>4 質の高い教育をみんなに</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公民館の行事に積極的に参加しよう ● 学習支援ボランティアに参加してみよう 	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 家庭の仕事の分担を話し合ってみよう ● 無意識に押し付けられている役割はないか考えよう 	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 水を出しっぱなしにしない ● 世界の水事情について調べてみよう
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 早寝早起きをしよう ● 節電を心がけよう ● 再生可能エネルギーについて調べよう 	<p>8 働きがいも経済成長も</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 職場の雇用形態を見直そう ● 女性と男性が、職場で均等な機会を与えられているか調べよう 	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 創業塾などに足を運んでみよう ● NGO等が支援する開発途上国へのインフラ整備について調べよう 	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 身近に不平等を強いられている人がいないか確認してみよう ● 子ども会や町内会活動に参加してみよう ● 差別的な政策、慣行について調べてみよう 	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域に危ない場所がないか確認しよう ● 子ども会や町内会活動に参加してみよう 	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ● エシカル(倫理的)な選択をしよう ● 食べ残しをしないようにしよう
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 移動は公共交通機関を使おう ● クールチョイスを励行しよう 	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ペットボトルの使用を控えよう ● マイバッグを持とう 	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 間伐材の有効利用を考えよう ● 廃品回収等、古紙の再利用を行おう 	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自分たちの国や自治体が行なっていることに関心を持とう ● 平和について考えてみよう 	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 多くの人を巻き込んで一緒に活動しよう ● SDGsの達成に向けたイベントや研修会に積極的に参加しよう 	<p>SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS</p> <p>鯖江市は国連で採択された国際目標「SDGs」の理念に賛同し、持続可能なまちづくりに取り組んでいます。</p>

重点項目 1

地域・社会・環境を配慮する消費者意識の醸成



重点項目 2

幼児期から高齢期までの切れ目ない消費者教育の提供



重点項目 3

世代間・地域間交流の中での消費者教育の充実



重点項目 4

高齢者の消費者トラブルの撲滅



重点項目 5

持続可能な消費者市民社会「めがねのまちさばえ」の推進

